

町田市子どもマスタープラン25-34(素案) 【概要版】

みなさまのご意見をお寄せください！

町田市では、子ども・子育て施策を進めるための計画「新・町田市子どもマスタープラン」に基づき、地域の子どもや子育て家庭への支援に取り組んでいます。2024年度末で計画期間が終了するため、2025年度から開始する新たな計画として、「町田市子どもマスタープラン25-34」の案をまとめました。

本計画をより良いものにするため、計画の案をお読みいただき、ぜひご意見をお寄せください。いただいたご意見は、計画策定及び今後の子ども・子育て施策の参考にさせていただきます。



意見募集 期間

2024年12月15日(日) から
2025年1月15日(水) まで ※必着

資料の 閲覧

- 町田市ホームページにて閲覧できます。
トップページ>市へのご意見>広聴に関する取り組み
>パブリックコメント>現在実施されているパブリックコメント
- 16ページ(裏表紙)に記載の各窓口でも資料を閲覧できます。

ご意見の 提出方法

- 16ページ(裏表紙)をご確認のうえ、紙の意見書またはWEBでご提出ください。



町田市ホームページ

2024年12月
町田市



1

計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨



町田市（以下、「本市」という。）では、「新・町田市子どもマスタープラン（2015～2024年度）」に基づき、子ども施策を推進してきました。

この間、国は「こども基本法」を成立させ、2023年12月に、子ども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定しました。同法第10条では、「こども大綱」を勘案した「市町村こども計画」の策定に努めることを市町村に求めています。

本市においては2021年度にユニセフの子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）の実践自治体となり、「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）」^{ルール}の制定、子どもの居場所づくり、子どもの参画についての先駆的な取組を推進してきました。更に課題への対応として、子ども家庭センターの設置、（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設の整備、子育て家庭への経済的支援など様々な取組を推進しています。

このような背景を踏まえ、2024年度をもって「新・町田市子どもマスタープラン」の計画期間が終了することから、新たに「町田市子どもマスタープラン25-34」を策定します。

(2) 計画策定の視点



本計画は次の3つの視点で策定し、「子どもにやさしいまち」を推進していきます。

- 子ども視点のまちづくりの更なる推進
- 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）との一体的な運用
- 「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）」^{ルール}の推進

(3) 計画の対象



本計画の対象は、主役である子どもと、若者、保護者や家庭、地域です。地域には、そこに暮らす個人や団体、事業を営む者も含まれます。

子どもについては、18歳未満の者を指しますが、成長や発達は様々であるため、18歳以上の者も対象となることがあります。

また、若者は、概ね30歳未満の者を指します。

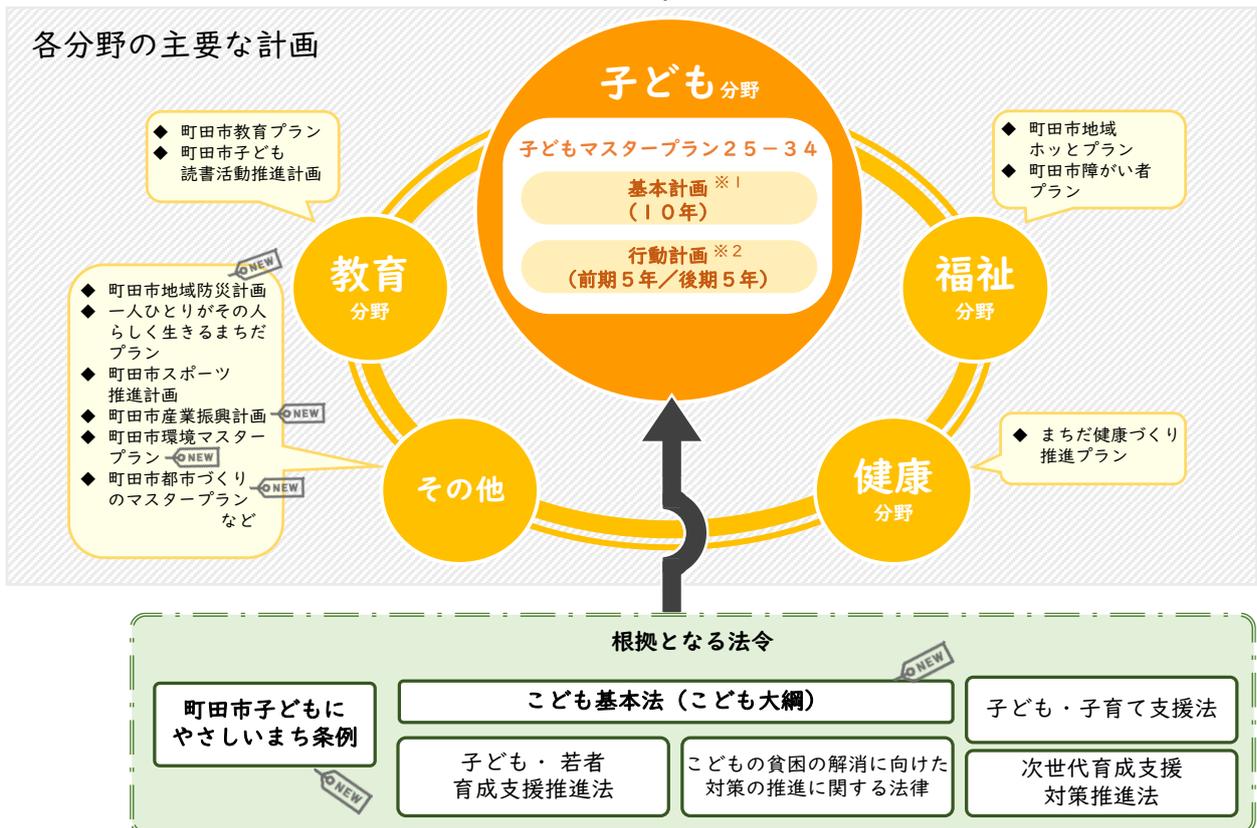
(4) 計画の位置づけ



本計画は、本市における子ども施策の基本計画及び、その行動計画として策定し、子ども分野の計画を網羅した総合計画に位置づけています。

■関連図

【上位計画】まちだ未来づくりビジョン



(5) 計画の期間



理念や目指すまちの姿を示す「基本計画」(10年)と、市が取り組む方向性や施策を示す「行動計画」(5年)とします。

年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
基本計画・基本構想	まちだ未来づくりビジョン2040 (2022年度～2039年度)											
子ども分野の計画	新・町田市子どもマスタープラン(2015年度～2024年度)											
	町田市子どもマスタープラン25-34 基本計画 前期行動計画 (2023～2027年度) 後期行動計画 (2028～2032年度)											

※1 「町田市子ども発達支援計画」を含む。

※2 「町田市子ども計画」「町田市次世代育成支援対策行動計画」「町田市子ども・子育て支援事業計画」を含む。

(1) 施策の体系



基本計画
(2025～2034年度)

【基本理念】
= 【目指す姿】

子どもに
やさしいまち
の実現



★子どもが「やりたい！」を
見つけ、挑戦できるまち

★みんなが笑顔で安心して、
子どもと一緒に過ごせるまち

【基本方針】

1 子どもが自分らしく成長し、
一人ひとりの魅力を
輝かせている

2 子どもが家庭の中で
笑顔に包まれ、
豊かに育っている

3 子どもが地域を身近に感じ、
地域に愛着を持っている

前期行動計画 (2025～2029年度)

【基本目標】

- 1 子どもが、人との関わりや様々な経験を通して成長している
- 2 自分らしさが尊重され、すべての子どもや若者が活躍している
- 3 「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られている

【基本施策】

- (1) 豊かな学びの推進
 - (2) 教育・保育の質の向上
 - (3) 心身の健やかな成長のための支援
- (1) 子どもの意見表明・参画する機会の確保
 - (2) 子どもの成長に応じた支援
 - (3) 子どもや若者の社会的自立に向けた支援
- (1) 「子どもの権利」の普及・啓発
 - (2) 子ども・若者の悩みに対する支援
 - (3) 子どもの権利侵害の防止と適切な支援

- 1 安心して出産を迎え、子育てできる
- 2 仕事をしている保護者が、子育てに喜びを感じることができる
- 3 ニーズに合った支援を受けられることができる

- (1) 妊娠期からの子育て支援
 - (2) 子育ての相談・支援
- (1) 保育サービスの充実
 - (2) 男女共同の子育ての推進
- (1) 子どもの発達に支援が必要な家庭への支援
 - (2) ひとり親家庭・貧困家庭への支援

- 1 子どもを見守る大人が増え、子どもが大切にされている
- 2 子どもがのびやかに過ごせる環境が整っている

- (1) 地域住民・事業者との連携
 - (2) 地域人材の発掘と育成
- (1) 体験活動の場や居場所の充実
 - (2) 子どもの安全・安心の確保



子どもにやさしいまちの実現

子どもが健全に育つためには、安全・安心で快適な環境、豊かな学びや遊びの機会、周囲の人との関わりを確保することが重要です。そのためには、子どもを取り巻く全体で子どもの「子育て」や家庭の「子育て」を支え、子どもが自分らしく育つ環境をつくる必要があります。

また、「子どもにやさしいまち」は、子どもにとって安全・安心で過ごしやすく、地域住民や事業者が多様性を尊重し、お互いに支えあっているまちです。これは、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰一人取り残さない社会につながります。

このような考えのもと、共生社会の形成にもつながる、「子どもにやさしいまちの実現」を基本理念として掲げます。

そして、「子どもにやさしいまち」がどのようなまちなのか、どのようなまちだと「子どもにやさしいまち」だと思えるのか、子どもを中心に、若者や大人にもヒアリングを行い、その結果を基に、まちの姿（目指す姿）を設定しました。

目指す姿

★ 子どもが「やりたい！」を見つけ、挑戦できるまち

★ みんなが笑顔で安心して、子どもと一緒に過ごせるまち

子どもが「やりたい！」を見つけ、挑戦できるまち

子どもの「やりたい！」は様々な体験や学び、周囲の人との関わりの中から生まれます。そして、「やりたい！」への挑戦は、子どもの成長のためには欠かせません。

子どもを取り巻く大人は、子どもが「やりたいこと」を見つけ、挑戦できるように、また、例えうまくいかなくとも、何度でもやり直すことができるように、子どもを支援していく必要があります。

みんなが笑顔で安心して、子どもと一緒に過ごせるまち

子どもが笑顔でいるためには、子どもだけではなく、子どもを取り巻く大人も笑顔でいることが必要です。そして、みんなが笑顔でいるためには、安全・安心な生活環境や居場所があることが重要です。



基本方針

1

子どもが自分らしく成長し、 一人ひとりの魅力を輝かせている

子どもが主体的に行動し、個性豊かに成長することで、子どもの持つ魅力は輝きを増していきます。子どもの主体性を大事にするために、子どもの声をよく聴き、子どもの意見を尊重することが重要です。

基本目標 1	子どもが、人との関わりや様々な経験を通して成長している
基本目標 2	自分らしさが尊重され、すべての子どもや若者が活躍している
基本目標 3	「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られている

基本方針

2

子どもが家庭の中で笑顔に包まれ、 豊かに育っている

家庭において、保護者が子育てに喜びを感じ、子どもと笑顔で接することができる、喜びや笑顔が子どもに伝わります。保護者が安心して子どもと過ごすことができ、家庭に笑顔があふれるようなまちであることが重要です。

基本目標 1	安心して出産を迎え、子育てできる
基本目標 2	仕事をしている保護者が、子育てに喜びを感じることができる
基本目標 3	ニーズに合った支援を受けることができる

基本方針

3

子どもが地域を身近に感じ、 地域に愛着を持っている

地域住民や地域団体、事業者、市役所が協力し合いながら、子どもや子育て家庭に対して理解を深め、関わりを持つことで、子どもと地域につながりが生まれ、子どもは地域を身近に感じ、愛着を持つようになります。子どもが「これからも住み続けたい」と思うまちになるように、地域全体で取り組んでいくことが重要です。

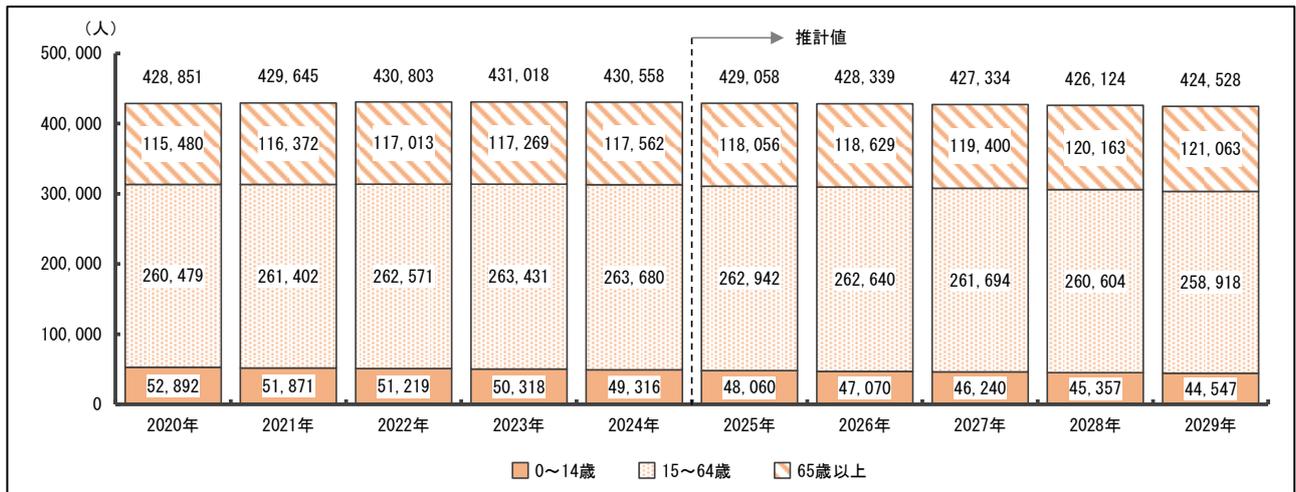
基本目標 1	子どもを見守る大人が増え、子どもが大切にされている
基本目標 2	子どもがのびやかに過ごせる環境が整っている

3

子どもを取り巻く環境

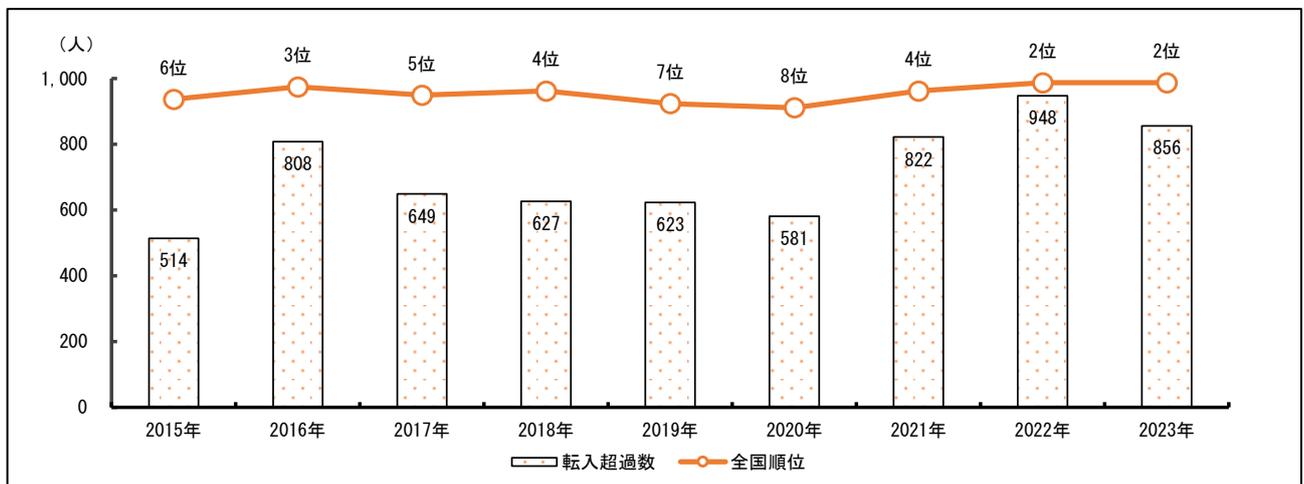
- 本市の総人口は、年少人口（0～14歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加により、ほぼ横ばいで推移しています。今後は、年少人口と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、総人口はゆるやかな減少傾向が見込まれます。【グラフ1参照】
- 0～14歳の転入超過数は、全国順位では毎年10位以内に位置しています。2023年は856人で、2年連続で全国2位になっています。【グラフ2参照】
- 出生数は年々減少しています。また、2023年の本市の合計特殊出生率は1.11で、多摩26市中10番目となっています。
- 保育所等の待機児童数は、近年では2017年が最も多く、それ以降大きく減少しています。2024年には28人となり、2017年の約8分の1に減少しています。
- 不登校児童・生徒数は、ともに年々増加傾向にあります。

■グラフ1 年齢3区分別人口推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■グラフ2 0～14歳の転入超過数と全国順位の推移



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

子どもが自分らしく成長し、一人ひとりの魅力を輝かせている

基本目標1 子どもが、人との関わりや様々な経験を通して成長している

基本施策（1） 豊かな学びの推進

子どもが、学びや遊びの中で自身の個性を磨き、健やかに成長していけるように、様々な体験活動や、町田ならではの学校教育を充実させます。

主な
取組

- 1 特別支援学級の整備
- 2 教育支援センター
- 3 不登校児童生徒の学習環境の整備
- 4 子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパスひなた村事業（子育て支援事業）
- 5 「えいごのまちだ」の推進

基本施策（2） 教育・保育の質の向上

子どもの教育・保育に関わる人材の育成や、環境整備を進め、子ども一人ひとりに合わせた教育・保育の提供につなげます。

主な
取組

- 6 保育の質の向上推進事業
- 7 教育・保育施設等における研修の実施
- 8 ICT教育の推進
- 9 児童生徒の「学び続ける力」を高めるための授業の改革
- 10 放課後児童支援員の資質向上
- 11 学童保育クラブ巡回アドバイザー
- 12 子どもセンター・子どもクラブ等職員研修

基本施策（3） 心身の健やかな成長のための支援

食事やスポーツなどに楽しみながら触れる機会を設け、子どもの健全な発育と成長を支援します。

主な
取組

- 13 公立保育園における食育の推進
- 14 健康教育の推進
- 15 楽しく運動する機会の充実

基本目標2 自分らしさが尊重され、すべての子どもや若者が活躍している

基本施策（1） 子どもの意見表明・参画する機会の確保

子どもが市の様々な取組に対して意見表明・参画できる機会を確保するとともに、子どもの意見を尊重する仕組みづくりを進めます。

主な
取組

- 16 子どもセンター事業（子ども委員会）
- 17 子どもの参画事業

基本施策（２） 子どもの成長に応じた支援	
子どもの成長は人それぞれであるため、すべての子どもが様々な活動に参加し、健やかに成長し、社会生活を送れるように、一人ひとりの成長に応じた支援を行います。	
基本施策（３） 子どもや若者の社会的自立に向けた支援	
将来の社会を担う子どもや若者が自分自身の能力や適性、可能性を引き出し、社会で活躍できるように、将来を見据えた教育や支援を行います。	
主な 取組	18 まちだキッズアントレプレナープログラム 19 高校生向け知財教室 20 若者の就労支援

基本目標3 「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られている	
基本施策（１） 「子どもの権利」の普及・啓発	
「子どもの権利」について規定している「まちだコドマチ ^{ルール} 条例」を広く周知することで、「子どもの権利」についての理解を広げ、それを守るための実践へとつなげていきます。	
主な 取組	21 「まちだコドマチ ^{ルール} 条例」の普及・啓発活動 22 「まちだコドマチ ^{ルール} 条例」のeラーニング
基本施策（２） 子ども・若者の悩みに対する支援	
多様化しつつある子ども・若者の悩みについて、相談窓口の充実を図ります。また、子どもが相談しやすくなるように、学校、電話、SNSなどを活用し、相談方法の充実にも努めます。	
主な 取組	23 まこちゃんダイヤル 24 こころの相談 25 教育に関する相談機会の充実 26 スクールソーシャルワーカーの派遣
基本施策（３） 子どもの権利侵害の防止と適切な支援	
「子どもの権利」が侵害されることがないように、関係機関で連携して、いじめや虐待などの予防、早期発見、早期対応に取り組みます。	
主な 取組	27 いじめ防止対策の推進（町田市いじめ防止基本方針） 28 子育て支援ネットワーク会議 29 児童虐待相談対応

子どもが家庭の中で笑顔に包まれ、豊かに育っている

基本目標1 安心して出産を迎え、子育てできる

基本施策(1) 妊娠期からの子育て支援

妊婦や赤ちゃんの状況に応じた支援や情報提供を行い、安心して出産を迎え、赤ちゃんとも笑顔で過ごせるように支援します。

主な 取組	30 出産・子育てしっかりサポート面接
	31 妊婦健康診査
	32 こんにちは赤ちゃん訪問
	33 利用者支援事業

基本施策(2) 子育ての相談・支援

子育て家庭の負担や不安を軽減し、子どもと過ごす時間を楽しめるように、子育てに関する相談や情報提供、学習プログラムの提供等を行います。また、子育て家庭の孤立化を防ぐため、子どもや保護者が交流できる場の整備や、身近な認可保育所とのつながりづくりを推進します。

主な 取組	34 乳幼児健康診査
	35 育児支援ヘルパー
	36 マイ保育園
	37 子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)
	38 家庭教育支援事業
	39 まちだ子育てサイト
	40 ファミリー・サポート・センター
	41 ショートステイ・トワイライトステイ
	42 養育支援訪問事業
	43 一時預かり事業 ア 幼稚園型
	44 一時預かり事業 イ 保育園型(一時保育)
45 市内保育所の保育士等の人材確保	

基本目標2 仕事をしている保護者が、子育てに喜びを感じることができる

基本施策(1) 保育サービスの充実

すべての保育を必要としている子育て家庭が、希望の保育サービスを受けられるように、各家庭の状況やニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。
また、子どもを安心して預けることができるように環境の整備を進めます。

主な 取組	46 幼児教育・保育施設の整備
	47 送迎保育ステーション
	48 延長保育(時間外保育)
	49 病児・病後児保育
	50 学童保育クラブの施設環境づくり
	51 学童保育クラブへの入退室管理システムの導入

基本施策（２） 男女共同の子育ての推進

様々なライフスタイルがある中で、男女が共に働き方や、家庭内での分担を考え、家事や子育てをしていくことが重要です。男性の育児参加は進みましたが、家庭のことは女性に負担が偏る傾向にあります。男女共に子育てに取り組みやすくなるように、一緒に育児について学び、保護者同士で交流できる場を確保します。

主な	５２	両親学級
取組	５３	父親対象育児講座

基本目標３ ニーズに合った支援を受けることができる

基本施策（１） 子どもの発達に支援が必要な家庭への支援

発達に支援が必要な子どもがいる家庭が、不安や負担を抱え込むことなく子育てできるよう、支援の充実を図ります。

基本施策（２） ひとり親家庭・貧困家庭への支援

ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が安定した生活を送れるように、家庭の自立に向けた支援や、相談窓口の充実等を図ります。

主な 取組	５４	ひとり親相談
	５５	子どもの学習・生活支援
	５６	生活困窮世帯等の就労支援

子どもが地域を身近に感じ、地域に愛着を持っている

基本目標1 子どもを見守る大人が増え、子どもが大切にされている

基本施策(1) 地域住民・事業者との連携

地域人材や、事業者の特性を活かしたイベントや活動を実施することで、子どもが地域との関わりの中で成長する機会を提供します。

主な 取組	57 地域と連携した教育活動
	58 「まちとも」等と連携した放課後のスポーツ推進
	59 子どもセンター事業（地域連携事業）
	60 子どもセンター事業（イベント事業）
	61 青少年健全育成等サポート事業
	62 子ども食堂ネットワーク

基本施策(2) 地域人材の発掘と育成

地域には特別な技能を持った人、地域での活躍を希望する人など、多様な人材がいます。このような人材が地域の支援者としてボランティアなどの活動を通して活躍できるように、人材の育成や機会の提供を行います。

主な 取組	63 地域子育て相談センター事業（地域人材活用）
	64 冒険遊び場プレーリーダー養成講座

基本目標2 子どもがのびやかに過ごせる環境が整っている

基本施策(1) 体験活動の場や居場所の充実

子どもが地域住民と関わりながら様々な体験を通して成長できるように、体験活動の場や、プログラムを充実させます。また、すべての子どもがその日その時に過ごしたいと思える居場所が見つかるように、子どもの声を聴きながら、居場所の充実や、情報発信に取り組みます。

主な 取組	65 放課後子ども教室「まちとも」
	66 Nature Factory 東京町田
	67 子どもクラブの整備

基本施策(2) 子どもの安全・安心の確保

地域で生活する子どもや家庭が安全・安心に日常生活を送ることができるよう、子どもへの交通安全教室の実施のほか、地域での見守りや、環境整備を進めます。また、災害時に保護者が正確な情報を迅速に取得し、子どもの安全を確保できるように、情報伝達訓練を実施します。

主な 取組	68 通学路の安全点検
	69 協働パトロール（防犯）
	70 災害時情報伝達

(1) 子ども・子育て支援事業計画



「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援について策定する需給計画です。計画期間を5年とし、保育所や幼稚園の整備等に係る「教育・保育事業」及び地域における子育て支援施策に係る「地域子ども・子育て支援事業」について、現在の利用状況や今後の利用ニーズなどを踏まえ、保育サービスなどの量の見込み、確保の内容及び実施時期等を定めています。

「教育・保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援新制度に基づき、すべての地方自治体で実施されています。「地域子ども・子育て支援事業」は、全国一律の事業ではあるものの、具体的な実施方法は、各自治体の実情に応じるものとされています。

(2) 教育・保育事業



待機児童解消や多様な教育・保育ニーズへの対応を図るため、既存施設を活用しつつ、保育所等を確保していきます。なお、施設整備にあたっては、社会資源や子どもの数の変化、財政状況を踏まえて、市全体として柔軟に取り組むこととします。

「子ども・子育て支援事業計画」において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案し、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。本市における教育・保育事業は、各地域子育て相談センターをはじめとする子ども施策で活用している、堺・忠生・町田・鶴川・南の5地域を提供区域とします。

(3) 地域子ども・子育て支援事業



保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもと子育て家庭を対象に、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援法」では19の事業を「地域子ども・子育て支援事業」と定め、計画的な提供体制を確保することとしています。

地域子ども・子育て支援事業については、現状においても広域利用が行われ、区域設定の考え方になじまないため、市内全域を一つの提供区域として設定しています。

(1) 計画の推進



本計画が基本理念として掲げる「子どもにやさしいまち」は、市のみで実現できるものではありません。市民、家庭、子どもに関わる施設、地域、事業者、市など、社会全体が連携し、それぞれの立場で何ができるかを考え、実践していくことにより実現します。

それぞれの主体が役割を認識し、共通の目標のもとで、共に行動に移していけるように、市民や関係機関と連携しながら計画を推進していきます。

(2) 計画の進行管理



本計画を効率的に推進していくために、「PDCAサイクル」を活用し、毎年度、各事業の進捗評価、改善を通して、計画の進行管理を図ります。

各取組の進捗状況は、それぞれに設定された指標と目標値を基に、現在の実績値がどの程度達成しているかを確認することで評価します。この評価に加え、子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）の評価基準である「町田市版子どもにやさしいまちチェックリスト」も活用することで、本市の子ども施策のバランスを可視化し、重点的に取り組む項目を明確にした上で、施策を推進します。

外部の有識者や関連団体、市民（保護者）などで構成されている附属機関である「町田市子ども・子育て会議」で計画の進行状況の評価結果について審議し、答申を受けた後、各取組の担当課にフィードバックします。また、「町田市子ども・子育て会議」の答申、各取組の進捗状況、子ども施策のバランスを踏まえ、取組の改善を検討します。改善にあたっては、重点的に取り組む必要がある項目を中心に、優先順位をつけることで、行政サービスの均衡を図り、バランスの取れた子ども施策の推進につなげていきます。

5年間の行動計画は、子ども・子育て支援法に基づき、前期、後期共に、計画期間の中間年度に必要な応じて見直しを行います。

(3) 計画の進行状況の公表



計画の進行状況について、実施状況の点検・評価・改善結果を町田市子ども・子育て会議の審議を経た後、毎年度、市のホームページで市民にわかりやすく公表します。公表することにより、市民や関係機関への周知に努めます。

資料の閲覧・配布 及び 意見の提出について

資料の閲覧・配布

町田市ホームページ及び以下の市役所窓口等でも資料を閲覧できます。

町田市ホームページ

トップページ>市へのご意見>広聴に関する取り組み>パブリックコメント
>現在実施されているパブリックコメント

市役所窓口等 **【概要版冊子、ご意見記入用紙、返信用封筒の配布あり】**

子ども総務課（市庁舎2階）、市政情報課・広聴課（市庁舎1階）、
保健予防課（市庁舎7階）、男女平等推進センター（町田市民フォーラム3階）、
各市民センター、各連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、各子どもセンター、
各子どもクラブ、中央学童保育クラブ、子ども創造キャンパスひなた村、
各公立保育園、町田市子ども発達センター、教育センター、健康福祉会館、
鶴川保健センター

※市庁舎の開庁時間：平日の8時30分から17時まで

※それぞれの窓口で開庁（館）日・時間が異なります。開庁（館）時間は、各施設または町田市役所（代表：042-722-3111）にご確認ください。

ご意見の提出方法

2025年1月15日（水）まで（※必着）に、
以下のいずれかの方法でご提出ください。

紙の意見書で提出する場合

- ①郵送：別紙「ご意見記入用紙」に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒（郵送料金不要）をご利用いただくか、子ども総務課へ直接ご郵送ください。
- ②資料閲覧窓口への持ち込み：子ども総務課（市庁舎2階）ほか、上記の窓口にご提出ください。
- ③FAX：050-3101-8377

WEBで提出する場合

- ①メール：mcity7230@city.machida.tokyo.jp
- ②LINE：町田市ホームページからアクセスしてください。
- ③メールフォーム：町田市ホームページからアクセスしてください。



町田市ホームページ

※電話、窓口での口頭によるご意見はお受けできません。

※ご意見への個別回答は行いません。

※公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。

【問合せ先】町田市役所 子ども生活部 子ども総務課

〒194-8520 町田市森野2-2-22

電話：042-724-2876 / FAX：050-3101-8377